

令和5年度

公の施設の指定管理者監査報告書

多良木町監査委員

第1 監査の概要

- 1 監査の種類 公の施設の指定管理者監査
- 2 監査の対象 多良木町物産館利用組合
産業振興課（指定管理に関する事務の所管課）
- 3 監査期間 令和5年10月31日
- 4 監査対象年度 令和4年度
- 5 監査対象事項 施設の管理運営に関する事務及び出納その他の事務
- 6 監査の方法

多良木町物産館（以下「物産館」という。）の指定管理者である「多良木町物産館利用組合（以下「利用組合」という。）」に対して、公の施設管理運営に係る令和4年度における出納その他の事務の執行状況について、関係資料の提出を求め、担当者から説明を聴取し、諸帳簿等について調査・確認するとともに、条例及び協定書等に沿って適正な管理が行われているかどうか重点を置いて監査を実施した。

また、町所管課である産業振興課に対しては、指定管理者への指導監督が適切に行われているかどうか重点を置いて監査を実施した。

第2 監査対象の概要

1 指定管理者の概要

名 称	多良木町物産館利用組合
代 表 者	組合長 甲 斐 憲 吾
住 所	熊本県球磨郡多良木町大字多良木1534番地4

2 指定管理の内容

施 設 名	多良木町物産館		
所 在 地	熊本県球磨郡多良木町大字多良木1534番地4		
指 定 管 理 期 間	令和2年4月1日～令和7年3月31日		
納 付 金	541,000円（令和4年度）		
指 定 管 理 に 係 る 収 支 状 況	収入	31,572,934円	
	支出	28,475,146円	
	収支	3,097,788円	
販 売 実 績	委託販売総売上	令和3年度	148,104,185円
		令和4年度	152,149,623円
	売上割戻金	令和3年度	2,267,924円
		令和4年度	2,325,720円
	入会者数	令和3年度	131人
		令和4年度	136人

3 指定管理業務の範囲

- (1) 施設及び設備の維持管理に関すること
- (2) 物産館の利用許可に関すること
- (3) 物産館の利用料金に関すること
- (4) その他

4 収支状況

単位：円

項 目	実施計画 (a)	実績額 (b)	増減 (b-a)
年会費	156,000	160,000	4,000
個人	123,000	127,000	4,000
法人	33,000	33,000	0
販売手数料	24,471,000	25,233,249	762,249
施設使用料	216,000	231,068	15,068
資材代	1,101,000	1,083,534	△ 17,466
雑収入	808,100	1,019,060	210,960
借入金	0	0	0
前年度繰越額	3,846,023	3,846,023	0
収入計	30,598,123	31,572,934	974,811
報酬費	2,230,000	2,230,000	0
人件費	11,003,000	10,878,904	△ 124,096
給料	10,613,000	10,457,404	△ 155,596
当番日当	390,000	421,500	31,500
会議費	222,000	378,770	156,770
研修旅費	39,000	75,715	36,715
需用費	3,535,000	3,536,136	1,136
消耗品費	1,449,000	1,157,073	△ 291,927
印刷製本費	1,000	0	△ 1,000
光熱水費	1,844,000	2,208,263	364,263
燃料費	60,000	45,100	△ 14,900
修繕料	181,000	125,700	△ 55,300
役務費	2,799,000	2,859,955	60,955
使用料及び賃借料	1,767,000	2,248,226	481,226
建物費	0	0	0
備品費	287,000	550,000	263,000
委託料	226,000	322,960	96,960
負担金	0	0	0
公課費	1,195,000	1,178,723	△ 16,277
部会活動費	30,000	5,805	△ 24,195
イベント及び販売対策費	924,000	1,572,439	648,439
売上割戻金	2,268,000	2,325,720	57,720
雑費	500	1,054	554
接待交際費	40,000	10,739	△ 29,261
商工資金返済金	0	0	0
積立金	500,000	300,000	△ 200,000
予備費	3,532,623	0	△ 3,532,623
支出計	30,598,123	28,475,146	△ 2,122,977
収支	0	3,097,788	3,097,788

第3 監査の結果

監査の対象とした物産館の指定管理者である利用組合に対する公の施設の管理に係る令和4年度における出納その他の事務の執行状況及び同利用組合に対する所管課の指導状況について監査した結果、管理運営に関する協定書（以下「協定書」という。）及び指定管理仕様書に基づき概ね適正に遂行されていると認められるが、次のとおり改善又は検討を要する事項が見受けられた。今後の事務遂行に当たっては、これらに十分留意するとともに、改善等を要するものについては、その措置を講じるよう要望する。

なお、改善等の措置を講じられたときは、遅滞なく通知されたい。

1 指定管理者及び所管課共通

- (1) 利用組合においては、行政、商工会、一般財団法人たらぎまちづくり推進機構（以下「財団」という。）及び多良木町観光協会等、関係機関との連携が必要不可欠との認識はあるものの、利用組合から財団や多良木町観光協会に対して積極的にアプローチはしていない。利用組合としては、連携は必要だとの認識はあるものの行政で主導してほしいとの考えがあるが、行政に依存するのではなく利用組合としても積極的に関係機関との連携強化に努められたい。

2 指定管理者

- (1) 施設運営に係る地域住民や利用者の意見の反映について
ご意見箱を設置して利用者の意見や要望を把握して三役会や運営委員会で協議して運営方法の改善を図っているが、意見や要望の把握が十分とは言えない状況である。要因として、意見の把握方法に以下の課題があると考える。

ア 意見箱の設置箇所の見直し

現在、意見箱は2か所に設置しているが、施設内の片隅で気軽に意見を書ける場所ではないことから、意見箱の設置箇所等について検討されたい。

イ アンケート方式への変更

現在、白紙の紙に意見を記載する方式であるため意見や要望が少ない状況にあると考える。そのため、利用者からの意見等を増加させるための方策としてアンケート方式への変更を検討されたい。

具体的には、①施設全体について、②従業員の接客態度、③品揃え、④商品の陳列等項目ごとに評価を付けてもらうアンケート方式に変更する。

- (2) 施設の有効活用について

令和4年度においては、組合員数も増加し、また、出品数の増加もあって売り場が狭隘になっている。商品を置くスペースの確保が課題となっているが、万引きが多発しているため、その対応としてやむなく商品の陳列を平面的に行っているとの説明があった。

現状においては、施設の拡張は計画されていないことから、現在のスペースを有効に活用するしかない。そのため、防犯対策の強化を図ったうえで、商品の陳列を二段にするなど、商品を置くスペースの確保を図ることが必要である。

【防犯対策の強化】

- 防犯カメラの角度の変更（レジ方向を監視しているカメラの方向を万引きが多発している商品の方向に角度を変更）
- 入口ドアに「防犯カメラ作動中」、「万引きは犯罪です」等の張り紙を貼付

(3) 備品の調達について

施設の老朽化に加え、備品についても更新時期にあり、また、修繕回数も増加しているが、備品によっては、1,000千円程度するものもあり、利用組合で購入するには非常に負担となっていることから、町で購入できないか要望があった。協定書第11条及び第12条において備品の調達等について規定しており、備品については利用組合が自己の費用で購入することになっているため、町で購入することはできない。また、利用組合では特別会計（事業拡張積立金）を保有していることから、当該特別会計で購入すべきと考える。

また、売上高に応じて一定割合を売上割戻金として組合員に還元していることから、当面の間、当該割戻金を備品調達の購入原資として活用できないか検討されたい。

(4) 安定した経営を継続するための財源確保

令和4年度の収支は黒字であるものの単年度収支は赤字となっており、今後も厳しい運営が懸念される。今後、安定した運営及び緊急的な支出に対応していくためには、増収を図るとともに、運営経費の縮減に努めていく必要がある。そのため、現状、収入の一部を売上割戻金として組合員に還元しているが、財源確保の観点から売上割戻金については、削減又は廃止について検討されたい。

3 担当課

(1) 納付金について

協定書第6条において、「利用組合は年度ごとに金541,000円（消費税及び地方消費税を含む）を、納付金として多良木町に支払うものとする。」旨規定している。

ア 納付金の必要性について

公の施設の指定管理については、当利用組合のほかにもあるが、納付金を徴収しているものはなく、また、納付金を徴収する根拠（条例等）もないことから、納付金の徴収が必要なのか。

【検討事項】

イ 納付金の計算根拠について

賃貸物件の家賃を算出する際には、「積算法」、「賃貸事例比較法」、「収益分析法」を用いることが一般的とされている。

物産館の納付金（家賃）の計算根拠は「積算法」を採用しており、計算に当たっては、諸経費に固定資産税を加えているが、当該施設は公の施設であり固定資産税は課税されていないことから、固定資産税相当額を諸経費とすることは不相当と考える。

【検討事項】

第4 総括

利用組合の委託販売総売上は、コロナ禍にあって比較的安定した売上を確保しており令和4年度の決算は黒字となっているものの、単年度収支は赤字となっている。今後も資材価格やエネルギー価格の高騰が続くことが見込まれる中、高齢化の進展による組合員数の減少や人口減少による利用者数の減少も懸念され、今後の運営は厳しくなっていくことが見込まれる。

利用組合は、当該利用組合に出荷される農林水産物、特産品等の生産振興を通じて地域や産業の活性化に多大な貢献を行っているほか、生産者相互のコミュニティ

の場としての役割も担っているほか、一般利用者との情報交換及び交流の場としても機能している。

今後も物産館が町民に親しまれる施設として継続して運営を行っていくためには、従来にも増して管理運営費の削減に努めるとともに、効率的な運営を行い、経営基盤を安定させていくことが必要となってくることから、物産館の運営に当たる利用組合、行政、商工会をはじめとした関係機関が連携して、物産館の運営に寄与されることを切望して総括とする。